

第一七三回

衆第六号

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条―第十九条）

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第二十条―第二十五条）

第四章 使用者による障害者虐待の防止等（第二十六条―第三十二条）

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等（第三十三条―第三十五条）

第六章 障害者権利擁護センター（第三十六条・第三十七条）

第七章 雑則（第三十八条―第四十一条）

第八章 罰則（第四十二条・第四十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の人権を著しく侵害し、その自立及び社会参加に深刻な影響を与えていること等にかんがみ、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者（十八歳未満の障害者を除く。）を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等又は使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十七項に規定する相談支援事業、同条第二十項に規定する移動支援事業、

同条第二十一項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十二項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

- 5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。
- 6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 養護者とその養護する障害者について行う次に掲げる行為
 - イ 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - 二 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前号、次号又は第四号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - 三 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 四 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 五 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前号、次号又は第四号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- 三 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 四 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- 五 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体等との連携の強化、民間団体等の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者とその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

4 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止及び障害者虐待を受けた障害者の保護に資するため、障害者の人権、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 障害者福祉施設、学校、病院、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団

体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動及び障害者虐待を受けた障害者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等 (相談、指導及び助言)

第七条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第八条 養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を見つけた者は、当該障害者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第九条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第十条 市町村は、第八条第一項若しくは第二項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十七条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村は、第八条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第五項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項

又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

- 3 市町村長は、第八条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十一条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十二条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十三条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和三十二年法律第三百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十四条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第十条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十五条 市町村は、第七条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十六条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十七条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十八条 市町村は、障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第七条の規定による相談、指導及び助言、第八条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第十条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による障害者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十五条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた障害者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第八条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第十条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた障害者虐待対応協力者が第八条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第十条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた障害者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職

務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第二十一条 障害者福祉施設従事者等は、当該障害者福祉施設従事者等がその業務に従事している障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等（当該障害者福祉施設の設置者若しくは当該障害福祉サービス事業等を行う者が設置する障害者福祉施設又はこれらの者が行う障害福祉サービス事業等を含む。）において業務に従事する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、当該障害者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

6 障害者福祉施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出

に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護を図るため、社会福祉法、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十六条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十七条 使用者は、当該事業所において使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、当該障害者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報するよう努めなければならない。
- 4 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出る

ことができる。

5 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

6 労働者は、第一項から第三項までの規定による通報又は第四項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十八条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十九条 都道府県は、第二十七条第一項から第三項までの規定による通報、同条第四項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第三十条 市町村又は都道府県が第二十七条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十八条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

（報告を受けた場合の措置）

第三十一条 都道府県労働局が第二十九条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第三十二条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第三十三条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員の研修の実施、就学する障害者又はその家族からの相談に係る体制の整備その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(保育所等に入所する障害者に対する虐待の防止等)

第三十四条 保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。）又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六条第二項に規定する認定こども園をいう。）（以下「保育所等」という。）の長は、保育所等の職員の研修の実施、保育所等に入所する障害者又はその家族からの相談に係る体制の整備その他の当該保育所等に入所する障害者に対する虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(病院又は診療所を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十五条 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、病院又は診療所の職員の研修の実施、病院若しくは診療所を利用する障害者又はその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の当該病院又は診療所を利用する障害者に対する虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

第六章 障害者権利擁護センター

(障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が障害者権利擁護センター（以下「センター」という。）としての機能を果たすようにするものとする。

2 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二十七条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受理すること。
- 二 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- 三 障害者虐待を受けた障害者を支援するため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 四 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報啓発を行うこと。
- 五 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

3 センターは、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援等のため、福祉事務所その他関係機関との連携協力体制を整備するとともに、その業務を行うに当たっては、必要に

応じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援等を図るための活動を行う民間団体等との連携に努めるものとする。

(事務の委託)

第三十七条 都道府県は、前条第三項の規定により当該都道府県と連携する民間団体等のうち適当と認められるものに、同条第二項に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十七条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた者が同条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第七章 雑則

(周知)

第三十八条 市町村及び都道府県は、障害者虐待の防止、第八条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項から第三項まで若しくは第二十七条第一項から第三項までの規定による通報又は第十条第一項、第二十一条第四項若しくは第二十七条第四項に規定する届出の受理、障害者虐待を受けた障害者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となるセンターその他の部局又は施設、障害者虐待対応協力者並びに第三十六条第三項の規定により当該都道府県と連携協力する者及び当該都道府県と連携する民間団体等（以下「都道府県連携協力者等」という。）の名称を明示すること等により、当該部局又は施設、障害者虐待対応協力者及び都道府県連携協力者等を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者に対する支援)

第三十九条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等又は使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止及び障害者虐待を受けた障害者の保護並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十二条 第十八条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 正当な理由がなく、第十二条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 学校、保育所等、病院、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方その他障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

(身体障害者更生援護施設等に対するこの法律の適用)

第三条 この法律の施行の日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設及び同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設は、障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等に含まれるものとする。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第四条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（定義等）」に改め、同条に次の一項を加える。

6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は

養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

理 由

障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資するため、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する支援のための措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。